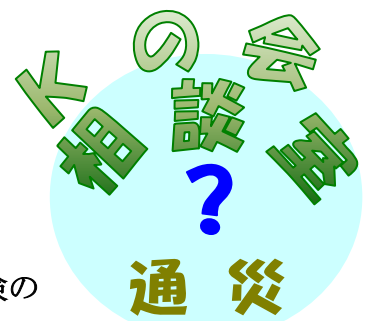


二重就労者の通勤災害



Q 当社は、通常ならば副業を禁じていますが、現在は休業が続いているため、従業員には収入の補填として、アルバイト(副業)を条件付きで認めています。

- ①もし、当社から副業先に向かう途中で、被災した場合は労災保険の適用はありますか。
- ②また当社で6時間、副業先で5時間働いた時の給与のルールはどうなっていますか。

A ①労災保険が適用されます。保険の手続きも補償も、移動先(この場合副業先)の事業所が行います。

②1つの事業場単位で見れば法定時間の枠内に収まっていますが、2つの事業場の労働時間を「通算」して8時間を超えれば、時間外割増賃金を払う必要があります。



角 解説

- ① 以前は二重就労は労災保険制度の対象ではありませんでしたが、平成18年4月1日施行の改正労災保険法によって、**複数就業者の事業場間の移動も通勤災害として認められるようになりました。**
(移動の途中であり、それが合理的な経路と方法であり、逸脱・中断がない場合)

事業場間移動は当該移動の終点たる事業場において労務の提供を行うために行われる通勤であると考えられ、当該移動間に起こった通勤災害に関する保険関係の処理については、終点たる事業場の保険関係で行う。 **施行通達**
(平18・3・31基発第0331042号)

しかし、法律の条文にはどちらの事業場がどのように責任を負うのか、明記されてはいません。

そこで通達に従って、**移動先**(この場合副業先)の事業所が手続きをすることになります。

労働者は被災した場合、2か所からの収入を失いますが、**補償は副業先の給与**(一概には言えませんが、低いアルバイト料)を基に**平均賃金を算出することになります。**



労災保険制度の目的は、喪失した稼働能力を補填することにあります。

ですから複数事業所に勤務する場合、合算した額を補償の基にすることが妥当と考えられます。

複数の事業所の賃金通算は今後の継続検討課題となっています。

- ② 労基法第38条では、
「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と定めています。
- 従って



当社6時間 + 副業先5時間 = 11時間
11時間 - 法定労働8時間 = 3時間
副業先が時間外割増賃金を「3時間」分
支払わなければなりません。

